

平成21年度自動車安全特別会計の運用益の用途について

平成21年1月

自動車安全特別会計運用益活用事業

(1) 独立行政法人自動車事故対策機構に対する助成

(単位：千円)

補助対象事業の内容(平成21年度(案))	平成19年度 予算額	平成19年度 決算額	平成20年度 予算額 (a)	平成21年度 予算額(案) (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
自動車事故対策費補助金	3,131,525	2,893,491	3,118,355	3,124,625	6,270	0.2
自動車事故による重度後遺障害者に対して介護料を支給する。	3,049,893	2,868,896	3,036,723	3,042,993	6,270	
自動車事故による重度後遺障害者に対して短期入院費を助成する。	75,000	24,595	75,000	75,000	0	
交通遺児等の子弟に対する貸付金債権のうち、回収不能債権を補填する。	6,632	0	6,632	6,632	0	
独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金()	510,000	367,500	486,800	455,860	30,940	6.4
自動車事故による重度後遺障害者に適切な治療と看護を行う療護センターの施設を整備する。()	510,000	367,500	486,800	455,860	30,940	
独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金	8,428,659	8,428,659	8,105,149	7,819,274	285,875	3.5
自動車事故による重度後遺障害者に適切な治療と看護を行う療護センターの運営を行う。						
交通遺児等に対する育成資金の貸付け等を行う。	8,428,659	8,428,659	8,105,149	7,819,274	285,875	
運行管理者等の指導講習及び運転者の適性診断を実施する。						
自動車アセスメント等の事故発生防止及び被害者保護に関する調査・研究を行う。						
小 計	12,070,184	11,689,650	11,710,304	11,399,759	310,545	2.7

() 平成19年度決算額の「367,500」千円は、次年度へ繰り越しを行い、平成20年6月に支出したものである。

(2) 自動車事故対策費補助金

被害者保護増進対策

(単位：千円)

補助対象事業の内容(平成21年度(案))	平成19年度 予算額	平成19年度 決算額	平成20年度 予算額 (a)	平成21年度 予算額(案) (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
自動車事故医療体制整備事業	440,000	299,227	329,000	302,000	27,000	8.2
自動車事故被害者の救済を図るため、救急病院に対する救急医療設備の整備に要する経費の一部を補助する。 (医療機関)	290,000	261,202	229,000	229,000	0	
自動車事故被害者の救済を図るため、在宅の重度後遺障害者の短期入院を受け入れる病院に対する受入れ体制の整備に要する経費の一部を補助する。 (医療機関)	150,000	38,025	100,000	73,000	27,000	
高等学校交通遺児授業料減免事業 高等学校等に在学する交通遺児等で経済的理由により修学が困難な者に対して、高等学校等の設置者が行う授業料の減免について援助事業を行う都道府県に対し、当該事業に要する経費の一部を補助する。 (都道府県)	78,000	52,491	70,000	60,000	10,000	14.3
自動車事故救急法普及事業 自動車事故現場において、負傷者に対して迅速、かつ、適切な応急処置を行うために必要な救急法の知識と技術の普及を図るため、自動車運転者等に対して行う交通事故救急法講習事業に要する経費の一部を補助する。 (自動車事故救急法普及事業を行う者)	27,000	27,000	16,000	10,000	6,000	37.5
「紛争処理機関」が行う紛争処理業務 自賠償の保険金の支払に関する紛争が発生した場合に、公正中立で専門的な知見を有する第三者機関たる自賠法の指定紛争処理機関が行う紛争処理業務に要する経費の一部を補助する。 (財)自賠償保険・共済紛争処理機構)	140,000	140,000	150,000	150,000	0	0.0
自動車事故相談及び示談あっ旋事業 自動車事故に係る損害賠償問題について、弁護士が相談に応じ、必要な指導及び示談のあっ旋を行う事業等に要する経費の一部を補助する。 (財)日弁連交通事故相談センター)	570,000	570,000	570,000	570,000	0	0.0
交通遺児育成基金事業 交通遺児に対して、その育成のための資金を長期にわたり安定的に給付する事業に要する経費の一部を補助する。 (財)交通遺児育成基金)	149,000	113,887	147,000	145,500	1,500	1.0

<p>無保険車防止対策事業</p> <p>自賠責保険の無保険車の発生を防止することによる被害者の保護の増進を図るため、自動車運転者等に対して自賠責制度の役割、重要性の周知・啓発等の無保険車防止対策事業に要する経費の一部を補助する。 (無保険車防止対策事業を行う者)</p>	<p>[無保険車防止対策事業]</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>37,500</p>	<p>37,500</p>	<p>-</p>
<p>小 計</p>		<p>1,404,000</p>	<p>1,202,605</p>	<p>1,282,000</p>	<p>1,275,000</p>	<p>7,000</p>	<p>0.5</p>

自動車事故発生防止対策

(単位：千円)

補助対象事業の内容(平成21年度(案))	平成19年度 予算額	平成19年度 決算額	平成20年度 予算額 (a)	平成21年度 予算額(案) (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業	1,767,500	1,479,146	1,714,500	1,668,850	45,650	
自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図るため、車両点検・整備講習等の自動車事故防止対策と合わせて行われるバス等公共交通機関の利用促進、トラック輸送の効率化、ASVの普及等の自動車運送事業の安全・円滑化に資する施策について必要な施設整備等に要する経費の一部を補助する。 (自動車運送事業者等)	1,355,000	1,307,821	1,302,000	1,302,000	0	2.7
	412,500	171,325	412,500	366,850	45,650	
自動車事故防止事業 自動車事故を防止するため、安全運転研修事業、交通安全教育広報事業、自賠責制度普及啓発事業、自動車事故防止対策調査研究事業、自動車事故分析事業に要する経費の一部を補助する。 (自動車事故防止事業を行う者)	171,000	171,000	166,000	0	166,000	100.0
自動車事故分析事業 自動車事故を防止するため、自動車事故防止対策を的確、かつ、効果的に実施するために不可欠な自動車事故の要因・傾向の詳細な調査・分析等を行う自動車事故分析事業に要する経費の一部を補助する。 (自動車事故分析事業を行う者) 20年度までは自動車事故防止事業の中で実施。	(50,000) 自動車事故防止事業の内数	(50,000) 自動車事故防止事業の内数	(45,000) 自動車事故防止事業の内数	30,000	15,000	-
安全運転推進事業 自動車事故を防止するため、自動車運転者等に対して安全運転に関する知識及び技術の向上を図る研修等を行う安全運転推進事業に要する経費の一部を補助する。 (安全運転推進事業を行う者)	0	0	0	65,000	65,000	-
交通安全教育普及事業 自動車事故を防止するため、地方公共団体が高等学校の生徒等に対して行う交通安全教育に係る講習会、交通安全に関する理解と認識の向上を図るための広報活動等の交通安全教育普及事業に要する経費の一部を補助する。 (交通安全教育普及事業を行う者)	0	0	0	20,000	20,000	-

トラック事業の安全対策リーディングモデル創出事業 トラック事業者における安全対策の強化・充実に図り、自動車事故を防止するため、中小トラック事業者間のアライアンスによる安全情報の共有・最新化、荷主とのパートナーシップによる安全運行体制の確立等の先進的な安全対策事業に要する経費の一部を補助する。 (貨物自動車運送事業者等)	トラック事業の安全対策リーディングモデル創出事業	0	0	30,000	0	30,000	100.0
貨物自動車の安全対策普及事業 トラック事業における安全対策の強化・充実に図り、自動車事故を防止するため、荷主との連携による安全対策事業に要する経費の一部を補助する。 (貨物自動車運送事業者等)	【 貨物自動車安全対策普及事業】	0	0	0	32,000	32,000	-
安全運転指導事業 自動車事故を防止するため、タクシー業務適正化特別措置法に基づく指定地域内において、タクシー運転者等に対する安全運転指導事業に要する経費の一部を補助する。 (運転者安全運転指導事業を行う者)	安全運転指導事業	46,000	46,000	44,000	40,000	4,000	9.1
小 計		1,984,500	1,696,146	1,954,500	1,855,850	98,650	5.0
合 計		15,458,684	14,588,401	14,946,804	14,530,609	416,195	2.8

(注1) 補助対象事業の内訳のうち【 】が付されているものは、平成21年度新たに予算措置する予定のもの。

(注2) 自動車事故対策費補助金の予算額は、平成19年度 6,520,025千円、平成20年度 6,354,855千円、平成21年度(案) 6,255,475千円である。

平成19年度自動車損害賠償保障事業特別会計運用益活用事業の内容

参考

(1) 独立行政法人自動車事故対策機構に対する助成

補助対象事業者 【実績額】	補助対象事業の内容(概要)	備考
独立行政法人自動車事故対策機構 【11,322,150千円】	<p>介護料、施設整備費及び運営費等を補助し、独立行政法人自動車事故対策機構法に基づく業務を確実、効率的かつ効果的に実施することにより、自動車事故の防止及び被害者保護の増進を図る。</p> <p>自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料を4,445人(前年度比3.1%増)に支給するとともに、介護相談及び「ほほえみ」による情報提供を実施。</p> <p>自動車事故による重度後遺障害者の短期入院費を547人(前年度比24.0%増)に助成。</p> <p>東北療護センターにおいて医療機器(MEG)を更新。()</p> <p>千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターをそれぞれ民間法人に委託して運営。また、北海道地区及び九州地区において一般病院に療護施設機能の一部について委託を行い、平成19年12月に患者の受入を開始。</p> <p>交通遺児等貸付を759人に対して行うとともに、被害者家族の精神的支援のため、「友の会だより」(5,000部)を発行し、「友の会の集い」等(参加者1,988人)を実施。</p> <p>運行管理者等の指導講習を実施し、128,204人(前年度比15.0%増)が受講。</p> <p>運転者の適性診断を実施し、435,463人(前年度比6.8%増)が受診。</p> <p>自動車アセスメントを15車種の自動車及び12機種のチャイルドシートについて実施し、情報提供を実施。</p>	<p>実績額 11,322,150千円の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車事故対策費補助金 2,893,491千円 ・自動車事故対策機構運営費交付金 8,428,659千円 <p>()自動車事故対策機構施設整備費補助金(367,500千円)は工期延長により平成20年度に支出している。</p>

(2) 自動車事故対策費補助金
被害者保護増進対策

補助対象事業者 【実績額】	補助対象事業の内容(概要)	備 考
・医療機関 【279,227千円】	自動車事故被害者の救済を図るため、救急病院に対する救急医療設備の整備に要する経費の一部を補助する。 救急医療機関数 11病院 小樽掖済会病院(北海道)、諏訪湖畔病院(長野)、富山県厚生連高岡病院(富山)、市立輪島病院(石川)、紀和病院(和歌山)、井原市民病院(岡山)、岡山済生会総合病院(岡山)、土佐市民病院(高知)、聖マリア病院(福岡)、多良木病院(熊本) 主な補助対象医療機器(MRI、CT、X線TV装置など) 自動車事故被害者の救済を図るため、在宅の重度後遺障害者の短期入院を受け入れる病院に対する受入れ体制の整備に要する経費の一部を補助する。 短期入院医療機関数 12病院 茨城県厚生連土浦協同病院(茨城)、木村病院(東京)、芳珠記念病院(石川)、大阪府済生会中津病院(大阪)、紀和病院(和歌山)、西大和リハビリテーション病院(奈良)、昭和病院(山口)、松山リハビリテーション病院(愛媛)、伊予病院(愛媛)、細木病院(高知)、友愛病院(福岡)、朝日野総合病院(熊本) 主な補助対象装置(特殊浴槽、電動ベッドなど)	
・都道府県 【52,491千円】	高等学校等に在学する交通遺児等で経済的理由により修学が困難な者に対して、高等学校等の設置者が行う授業料の減免について援助事業を行う都道府県に対し、当該事業に要する経費の一部を補助する。 対象者 45都道府県885人。	
・(社)日本交通福祉協会 【27,000千円】	自動車事故による負傷者救済に係る救急法知識と技術の普及を図るため、自動車運転者等に対して行う救急法講習会、救急法の普及啓発事業等に要する経費の一部を補助する。 普通救急法講習会50回 受講者3,264名。 高齢者救急法講習会40回 受講者1,006名。 上級救急法講習会11回 受講者310名。 救急法普及啓発事業237回 参加者1,526名。 障害者救急法普及活動8回 参加者795名。	
・(財)自賠償保険・共済紛争処理機構 【140,000千円】	自賠償の保険金の支払に関する紛争が発生した場合に、公正中立で専門的な知見を有する第三者機関たる紛争処理機関が行う紛争処理業務に要する経費の一部を補助する。 申請件数728件、前年度比15.2%増(内訳:有無責等132件、後遺障害596件)。 審査件数656件、前年度比17.4%増(内訳:有無責等113件、後遺障害543件)。	
・(財)日弁連交通事故相談センター 【570,000千円】	自動車事故に係る損害賠償問題について、弁護士が相談に応じ、必要な指導及び示談のあっ旋を行う事業等に要する経費の一部を補助する。 事故相談件数は34,780件で、前年度比0.3%減。 示談あっ旋件数2,520件で、前年度比3.5%増。示談あっ旋成立率83.5%。 電話相談件数1,248件で、前年度比2.3%減。 高次脳機能障害相談件数87件、前年度比13%増。 相談員等研修事業受講者数96名。	
・(財)交通遺児育成基金 【113,887千円】	交通遺児に対して、その育成のための資金を長期にわたり安定的に給付する事業に要する経費の一部を補助する。 交通遺児の新規加入者数は73名。(19年度末現在の加入者総数は1,419名)	

自動車事故発生防止対策

<p>・自動車運送事業者等 【1,479,146千円】</p>	<p>安全運転指導等の自動車事故防止対策と合わせて実施するバス等公共交通機関の利用促進、トラック輸送の効率化、ASVの普及等の自動車運送事業の安全・円滑化に資する施策について、必要な機器・設備整備費等の一部を補助する。 オムニバスタウン整備総合対策事業 オムニバスタウン計画を策定し、これに基づいて事業を実施する場合、必要な調査、施設整備等事業全体に対する補助。 (8事業者へ事業費の1/3を補助) 交通システム対策事業 バスロケーションシステム、パーク&バスライド、日本型BRT等の整備に対する補助。 (9事業者へ事業費の1/4を補助) 個別対策事業 PTPS車載機等の整備等に対する補助。 (28事業者へ事業費の1/5を補助) 調査事業、実証実験・実証運行事業 上記事業の一部及び路線再編等に係る調査、実証実験・実証運行に対する補助。 (39事業者へ事業費の1/2を補助) 先進安全自動車(ASV)普及促進対策事業 事業用大型貨物自動車の衝突被害軽減ブレーキの導入に対する補助。 (238事業者へ事業費の1/2を補助)</p>	
<p>・(財)全日本交通安全協会 【10,000千円】</p>	<p>安全運転管理指導者の養成、自動車の運転者、学童及び園児に対する交通安全教育及び広報活動を行い、もって交通安全に関する理解と認識を高めるために安全運転管理指導者講習等に要する一部を補助する。 安全運転管理者制度の推進を図り、安全運転管理者の管理能力を高めるための指導者を養成する目的として、年3回(2日間)の講習会を実施。受講者340名。 地域・職域において、高度な交通安全知識、安全運転技能及び指導力を兼ね備えた指導者(講習担当の講師等)を養成することを目的として、年2回(5日間)の研修を実施。受講者83名。 幼稚園児及び小学校児童を対象として、交通安全思想の教育・普及を実施。また、運転者及び歩行者等への交通安全思想の啓発普及を実施。(フレンド教材ニュース135,000部、学校安全ニュース104,600部、交通安全ニュース160,000部、交通安全フォトニュース10,000部)</p>	
<p>・自動車安全運転センター 【111,000千円】</p>	<p>自動車安全運転センターが行う自賠責制度普及啓発事業、自動車事故の発生防止に関する調査研究事業及び安全運転中央研修所研修事業(青少年)等に要する経費の一部を補助する。 自賠責制度普及啓発はがき発送1,165,826枚。 自動車側から見た自転車の通行方法の特性等から生じる対自転車事故の回避に関する調査研究。 トレーラーの運転特性と安全な運転に必要な技能に関する調査研究。 若者の事故に多くみられる「無理な運転」を抑制するために運転の基本を学習させる安全運転中央研修所研修 受講者3,338名。</p>	
<p>・(財)交通事故総合分析センター 【50,000千円】</p>	<p>交通事故防止対策の的確、かつ、効果的な実施に必要な不可欠な総合的事故分析事業に要する経費の一部を補助する。 「交通事故総合データベース」をもとにした、運転者、道路・交通環境、自動車の観点からの総合的な統計的マクロ分析を実施。 つくば地区(つくば市、土浦市及びその周辺地区)における死亡・重傷事故等の重大事故を中心とする人、道路・交通環境、車両、乗員傷害、救急等について現地調査等(交通事故例(ミクロ)調査266件)を実施。</p>	
<p>・(財)東京タクシーセンター 【30,000千円】</p>	<p>自動車事故の発生を未然に防止するため、(財)東京タクシーセンターが行う、安全運転指導事業に要する経費の一部を補助する。 安全運転指導事業 延べ6,378地区 合計4,136,782件実施。</p>	
<p>・(財)大阪タクシーセンター 【16,000千円】</p>	<p>自動車事故の発生を未然に防止するため、(財)大阪タクシーセンターが行う、安全運転指導事業に要する経費の一部を補助する。 安全運転指導事業 延べ8,984地区 合計105,889件実施。</p>	

自動車損害賠償保障制度に係る最近の主な取組状況 (「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」フォローアップ)

< 参考 >

1. 一般病院への療護センター機能の委託

平成19年9月、北海道・九州地区において、療護センター機能の一部を委託する一般病院を決定し、12月より患者の受入を開始し、20年度に増床した。

(委託先)北海道:医療法人医仁会 中村記念病院 (6床 12床)

九州:特定医療法人雪ノ聖母会 聖マリア病院 (10床 20床)

2. 短期入院協力病院の拡充

各都道府県に1以上の協力病院を指定する方針のもと、平成18年度に29、平成19年度に6の病院を追加指定し、現在、全国で67病院を指定。20年度も追加指定の予定。

3. 交通事故被害者への情報提供体制の整備

交通事故被害者やその家族に対して総合的な情報提供を行う窓口として、平成19年10月、自動車事故対策機構に「NASVA交通事故被害者ホットライン」を開設。以後、周知のための広報を強化(20年度上半期の相談件数は、19年度下半期に比べ17%増)。

また、20年度より国交省の自賠責保険ホームページをポータルサイトとしてリニューアルし、抜本的に内容を充実させた。

4. 被害者保護企画官の設置

自動車事故による被害者保護の一層の充実を図るため、関係機関・団体との連絡調整、地方運輸局及び自動車事故対策機構への指導を行うとともに、被害者保護に係る企画・立案を総合的につかさどる「被害者保護企画官」を、平成20年7月、国土交通省自動車交通局保障課に設置した。

5. 「親亡き後問題」への対応

平成20年度より実態把握等の調査を行うとともに、関係者による重度後遺障害者の「親亡き後問題」に関する検討会を開催し、検討を行っている。

6. 自賠責保険金の支払適正化措置の充実

(1) 紛争処理機構の審査体制の充実

紛争処理委員の増員、委員会の増回等を行うとともに、機構内に検討会を設け、業務のあり方についても検討し、申請・照会様式の見直し、事前調査として被害者との面談機会の導入等の改善策を順次、実施している。

(2) 保険会社による適正化の充実

後遺障害等級の適正な認定のための再診断制度の再構築を開始した。

7. 衝突被害軽減ブレーキ普及に係る補助制度の創設等

追突事故の被害軽減に有効な衝突被害軽減ブレーキの早期普及を図るため、平成19年度に補助制度を創設したのに続き、20年度には、トラック事業の安全対策リーディングモデル創出事業を実施しているところ。

8. その他

自賠責保険の請求時効、政府保障事業の請求時効を2年から3年に延長した。
(平成22年施行予定)